

令和 4 年度検討会における指摘事項と対応

番号	指摘事項	対応
1	大腸菌数の実態調査結果は下水道関連施設のデータはたくさんあるが、畜産業は 5 か所、宿泊業は 4 か所とデータ数が少ないので、追加調査を検討いただきたい。	令和 5 年度にし尿浄化槽 3 事業場、畜産農業 5 事業場（豚房施設 4 施設、牛房施設 1 施設）、宿泊業 3 施設の計 11 事業場について、1 日 2 回の調査を実施して、データを追加して検討を行った。検討結果は資料 4 に示す。
2	農林水産省や厚生労働省からはどのような意見が出ているか。関係省庁の意見も確認いただきたい。	農林水産省からは、畜産業に係る排水実態調査件数が少ないことや畜産業に対しては基準の強化とならないように検討すべきとの意見をいただいている。検討結果は資料 4 及び参考資料 3 に示す。 厚生労働省（宿泊業所管）からは、同省の関係団体にも資料共有をいただいているが、特に意見はいただいていない。
3	大腸菌数の測定方法について、排水基準を検討する際の実態調査はメンブランフィルター（MF）法で実施し、排水基準施行時の検定方法には混釈法を採用するという事なので、2 つの方法の測定結果に違いがないことを確認していただきたい。	令和 5 年度の 11 事業場の実態調査において、消毒前処理水と排出水の同一試料について大腸菌数を MF 法と混釈法の 2 つの方法で測定した。検討結果は参考資料 3 に示す。